

家畜衛生情報 第150号

令和2年12月

石狩地区家畜自衛防疫推進協議会・北海道石狩家畜保健衛生所

- 話題**
- 1 高病原性鳥インフルエンザについて
 - 2 豚熱（CSF）及びアフリカ豚熱（ASF）の発生状況について
 - 3 口蹄疫の発生状況について
 - 4 飼養衛生管理基準の改正に係る説明会の開催について
 - 5 令和2年度防疫演習実施状況について
 - 6 令和2家畜伝染病予防法第5条に基づく検査成績
 - 7 監視伝染病発生状況（令和2年1月1日～令和2年11月30日）
 - 8 牛サルモネラ症の発生と侵入防止対策について
 - 9 畜産物への使用規制医薬品の残留防止について
 - 10 令和2年度家畜保健衛生総合検討会について
 - 11 生産性向上対策事業の紹介
 - 12 獣医師法第22条の規定に基づく届出について
 - 13 職員配置図・緊急連絡先

1 高病原性鳥インフルエンザについて

12月24日現在で **13 県において 32 事例が発生し、殺処分羽数は約 335 万羽に達しており**、これまでの1シーズンあたりの最大殺処分羽数 183 万羽（平成22年度）を大幅に超えています。発生事例 1～15 例目までの疫学調査の結果、多くの農場で**手指消毒、長靴等の交換、野生動物の侵入防止対策といった飼養衛生管理基準の遵守が不十分**であったと指摘されています※。

※発生農場における飼養衛生管理基準の遵守状況

発生 No.	県名	衛生管理区域出入り口			鶏舎出入り口		野生動物対策 防鳥ネット、 壁・天井の隙間
		手指消毒・ 手袋交換	衣服・長靴 の交換	車両の 消毒	手指消毒・ 手袋交換	長靴 の交換	
1	香川県			不十分		不十分	不十分
2	香川県				不十分	不十分	不十分
3	香川県				不十分	不十分	不十分
4	香川県				不十分	不十分	不十分
5	香川県					不十分	不十分
6	香川県		不十分		不十分		
7	香川県	不十分	不十分		不十分	不十分	
8	香川県						不十分
9	福岡県			不十分	不十分		不十分
10	兵庫県			不十分	不十分	不十分	不十分
11	宮崎県			不十分	不十分		
12	宮崎県						不十分
13	香川県				不十分	不十分	不十分
14	香川県		不十分		不十分		不十分
15	宮崎県						不十分

南からの渡り鳥が飛来する来年5月頃までリスクの高い時期が続きます。飼養衛生管理基準の遵守徹底を継続して発生防止に努めると共に、死亡羽数の増加等、家さんに異常があった際は速やかに家畜保健衛生所へ届け出るようお願いいたします。

鶏舎等の自己点検をお願いします！

穴の修繕、侵入防止網の設置、
石灰散布で野生動物の侵入防止



手指消毒
長靴等
の交換



車両消毒の徹底

2 豚熱（CSF）及びアフリカ豚熱（ASF）の発生状況について

豚熱（CSF）は、平成30年に国内で発生して以来、本年9月26日までに9県（岐阜県、愛知県、長野県、三重県、福井県、埼玉県、山梨県、沖縄県、群馬県）で59事例の発生が確認されましたが、それ以降、本年度の発生は確認されていません。また、ワクチン接種推奨地域（野生いのししから豚等へのCSF感染のリスクが高く、農林水産省が指定した地域）は27都道府県に及んでいます（令和2年9月までに指定、下記参照）。原則として、ワクチン接種農場からの生きた豚、精液、受精卵並びに豚等の死体及び排泄等、敷料、飼料等の移動・流通は接種区域内に限られます。

【豚熱ワクチン接種推奨地域】宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、沖縄県

アフリカ豚熱（ASF）は、アジアにおいて平成30年より継続発生しており、本年度は近隣アジア（中国、韓国、ベトナム、フィリピン、ミャンマー、インド）で発生しています（11月26日現在）。さらに平成30年以降、ASF発生国の旅客により国内の空港に持ち込まれた食肉加工製品等から本病ウイルスが、のべ91事例確認されています（うち、新千歳空港：11事例※本年度は該当なし）。本年7月より動物検疫所における水際検疫を強化するため、検査を受けずに食肉加工製品等を持ち込んだ場合、罰金の引き上げ等が科せられるようになりました。

CSF及びASFウイルスの農場への侵入を防止するためには、第一に飼養衛生管理基準を遵守し、農場への病原体侵入防止対策の徹底をお願いします。特定症状（紫斑、発熱、元気消失、食欲減退、便秘、下痢、結膜炎、歩行困難、後躯麻痺、削瘦、異常産等）が見られたときは、速やかに家畜保健衛生所に連絡をください。

○道外から豚を導入する場合は、事前に当所に連絡してください
○毎日、健康観察を行い、異状が見られたら、速やかに家保に連絡を！

豚熱（CSF）

特徴的な症状が無く、気がつきにくい疾病です！

発熱、食欲不振、元気消失等、うずくまり、便秘に続く下痢、呼吸障害等
異状を発見したら直ちに通報しましょう！

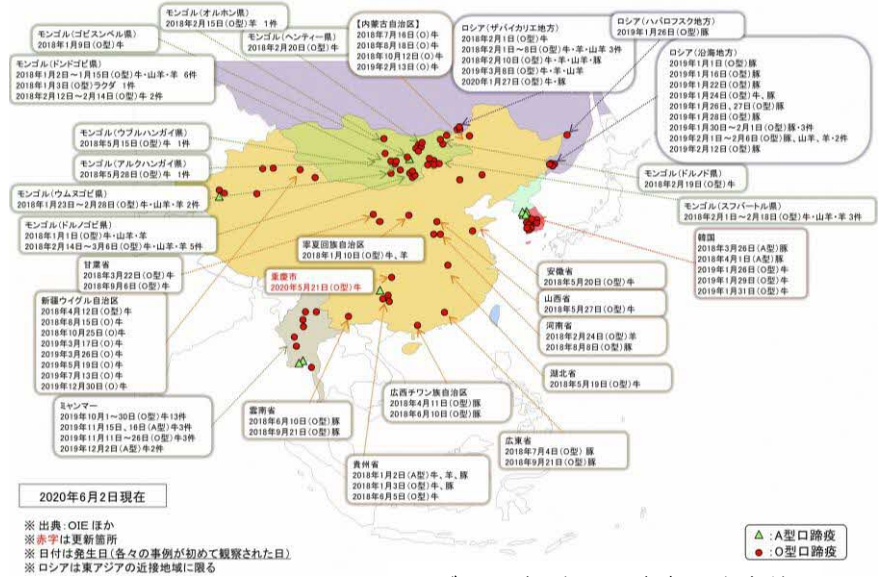


写真出典：岐阜県

重症例は後躯麻痺・運動失調・四肢の激しい痙縮などの神経症状、皮下出血による紫斑（耳翼、尾、腹部、内股部）を呈し死亡。

3 口蹄疫の発生状況について

平成 22 年の宮崎県での発生以降、国内における本病の発生はありませんが、近隣諸国では依然として発生が確認されています。これから年末年始を迎え、人や物の移動が増えた際には、口蹄疫ウイルス等の病原体の侵入リスクが高まります。引き続き、飼養衛生管理基準を徹底し、より一層の警戒をお願いします。



アジアにおける口蹄疫の発生状況
 出典：農林水産省 HP

口蹄疫は牛や豚などで、発熱や食欲不振に始まり、後に泡状のよだれを流したり、口、ひづめ、乳房に水疱（水ぶくれ）ができるのが特徴です。疑わしい症状を見つけたら、直ちに家畜保健衛生所にご連絡ください！



写真提供：
 宮崎県

4 飼養衛生管理基準改正に係る説明会の開催について

国内での豚熱の継続発生を踏まえて、家畜伝染病予防法（法）が改正され（豚：令和 2 年 7 月 1 日付け、豚以外の家畜：同年 10 月 1 日付け）、下記のとおり管内説明会を開催しました。

- 【開催日】 令和 2 年 9 月 28 日（月）
- 【開催場所】 札幌市農業体験施設さとらんどセンター（札幌市東区丘珠町 584 番地）
- 【参集範囲】 市町村、農協、家畜診療所、大学、開業獣医師、石狩地区家畜自衛防疫推進協議会等

なお、主な改正ポイントは、①家畜所有者の責務、②飼養衛生管理者の選任、③農場毎の飼養衛生管理マニュアルの整備と自己点検、④農場・畜舎への病原体の侵入防止強化、⑤野生動物の侵入防止対策強化、⑥愛玩動物の飼養衛生管理区域内での飼養禁止、⑦放牧制限に向けた準備、⑧飼料の加熱要件の改正（豚）等です。飼養衛生管理基準は法で規定されており、家畜及び家きんの所有者が最低限遵守すべき規定です。家畜伝染病を発生させないために、今般の改正にともなう基準の厳格化について、飼養者及び関係機関の皆様のご理解とご協力をお願いします。

5 令和2年度防疫演習実施状況について

海外悪性伝染病が発生した際に、迅速な防疫対策を講じることができるよう、令和2年10月1日に札幌市農業支援センターの駐車場をお借りして、消毒ポイントの運営演習を実施しました。今回の演習では、ペストコントロール協会及び北海道警察より消毒機器の扱い及び車両誘導の方法をそれぞれ解説いただき、市町村担当者の皆様に作業を体験していただきました。併せて、発生農場及び周辺農場における防疫作業全体の流れ、防疫衣の着脱方法の確認も実施しました



防疫衣の着脱方法



車両の誘導



防疫作業全体の流れの確認



車両の消毒

6 令和2年度家畜伝染病予防法第5条に基づく検査成績

令和2年度の定期検査を下表のとおり実施しております。千歳市については検査実施中ですが、その他該当する市町村については飼養者並びに関係者の皆様のご理解とご協力により、円滑に終えることができました。ご協力ありがとうございました。

対象疾病	対象家畜	検査時期	市町村	延戸数	頭羽群数	結果
ヨーネ病	乳用牛	10~11月	石狩市	6	205	全頭陰性
		R2.11月~R3.1月	千歳市	実施中		
	肉用牛	7月	札幌市	1	36	全頭陰性
		10~11月	石狩市	4	53	全頭陰性
		11月	恵庭市	2	84	全頭陰性
		R2.11月~R3.1月	千歳市	実施中		
種雄牛	5月	北広島市	2	50	全頭陰性	
腐蛆病	蜜蜂	7~8月	札幌市	20	278	全群陰性
			江別市	8	227	全群陰性
			北広島市	4	517	全群陰性
			石狩市	5	114	全群陰性
			当別町	1	8	全群陰性
高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ	家きん	10月	千歳市	1	10	全羽陰性
			石狩市	1	10	全羽陰性

7 監視伝染病発生状況

(令和2年1月1日～11月30日)

区分	畜種	病名	石狩管内		北海道	
			戸数	頭羽群数	戸数	頭羽群数
法定伝染病	牛	ヨーネ病	1	2	167	586
届出伝染病	牛	悪性カタル熱			1	1
		牛ウイルス性下痢・粘膜病(BVD・MD)			65	148
		牛伝染性鼻気管炎(IBR)			2	4
		牛伝染性リンパ腫	1	1	268	640
		牛丘疹性口内炎			2	22
		破傷風			3	4
		気腫疽			2	2
		サルモネラ症	1	9	55	212
		ネオスポラ症			2	2
	山羊	山羊関節炎・脳脊髄炎			1	1
	馬	破傷風			1	1
		馬鼻肺炎			13	23
	豚	サルモネラ症			1	3
		豚丹毒			8	76
	蜜蜂	ハロア病			23	591
チョーク病		1	1	35	601	
アカリダニ症				1	1	

※北海道；令和2年1月1日～10月31日

8 牛サルモネラ症の発生と侵入防止対策について

今年度は北海道内でサルモネラ症が多発しています。令和元年度は牛で35件の発生でしたが、令和2年度は10月時点で、牛で57件、豚で1件の発生がありました。さらに石狩管内でも、牛で1件の発生（サルモネラダブリン）がありました。

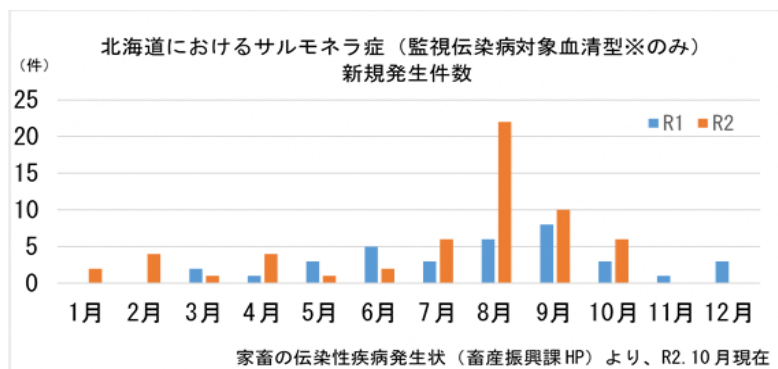
○症状

発熱、下痢等の他、呼吸器症状、流産、関節炎等を引き起こす場合があります。

特にサルモネラダブリンは発熱等一般状態の悪化が主症状であり、下痢は確認されない場合があります。

○サルモネラ症の発生防止対策

家畜の導入、野生動物、人やもの等を介したサルモネラの農場内侵入が考えられます。導入家畜の一定期間の隔離や検査の実施、防鳥ネット等を使用した野生動物の侵入防止対策、農場出入口の石灰散布や畜舎出入口の踏込消毒槽設置等が重要です。



また、サルモネラは口から感染します。飼槽・水槽を清潔に保つ等、清掃・消毒の徹底に加え、健康観察を徹底し、サルモネラ症を疑う場合はすぐに、かかりつけの獣医師又は当所へ連絡してください。

9 畜産物への使用規制医薬品の残留防止について

今年度、管内では生乳や畜肉等への残留事例の発生はなく、全道を含めた発生状況は下表のとおりです。

年度	生乳		畜肉等	
	全道	石狩	全道	石狩
H28	73	1	7	0
H29	66	0	7	0
H30	61	0	5	0
H31	55	0	6	0
R2 (4~6月)	30	0	2	0

令和2年度分は
令和2年12月24日現在の値

生乳の発生原因は、マーキングの見落としや搾乳従事者への連絡不徹底などによる誤搾乳がほとんどです。

畜肉では、**食肉中への破損注射針残留事故**に加えて、**生物学的製剤(ワクチン)接種後20日以内の牛が道内のと畜場に出荷され、かつ、当該畜のと畜検査申請時に当該投与歴が申告されていない事案が発生**しました。安心・安全な畜産物の生産・流通のために、食肉中への注射針残留防止及び、と畜検査申請時における正しい申告の徹底をお願い致します。

10 令和2年度家畜保健衛生総合検討会について

令和2年10月21日、22日に札幌市男女共同参画センターにおいて開催され、1日目は「講演会」、2日目は「家畜保健衛生業績発表会」が行われました。道内の家畜保健衛生所から20題の発表が行われました。

<講演会>

『生産現場における飼養衛生管理の強化について』

- ① 標茶町における農場 HACCP マネジメントを利用した乳質改善への取組ー特に飼養衛生管理向上へ向けた農場巡回についてー
- ② オホーツク管内自衛防疫推進協議会の活動再開と現状について
- ③ 畜産現場における消毒～冬期消毒を中心に～
- ④ 農場における野生動物対策について

<家畜保健衛生業績発表会>

当所からの発表

- ① 「獣医学生等における家畜衛生業務の理解醸成に向けた取り組み」
枝松主査
- ② 「*Fusobacterium necrophorum*による豚壊死性小腸炎」
末永主査
- ③ 「*Mycoplasma hyorhinis*が検出された離乳豚の肺炎」
和田専門員



11 生産性向上対策事業の紹介

家畜保健衛生所では、牛・豚・鶏の飼養農場を対象に、呼吸器病・下痢症などの慢性疾病による経済的損失を軽減させるための調査、検査、対策指導を実施しています。呼吸器病や下痢症対策等のお困りを抱えた農場がありましたら、是非当所へご相談ください。

実施内容の一例

- 病性鑑定の実施
(原因検索、浸潤状況調査)
- 抗体検査
(ワクチンプログラムの検討)
- 環境検査
(細菌、寄生虫)

12 獣医師法第 22 条の規定に基づく届出について

今年度は、2 年に 1 度の獣医師法第 22 条に基づく届出が必要です。届出様式は農林水産省のホームページにも掲載されておりますので、12 月 31 日現在の必要事項をご記入の上、期日までにお住まいの都道府県までご提出ください。

【石狩管内にお住まいの方の提出先】
石狩振興局 産業振興部 農務課
〒060-8558
札幌市中央区北 3 条西 7 丁目
道庁別館 6 階

提出期限：令和 3 年 1 月 31 日

13 職員配置図・緊急連絡先

◎職員配置図・緊急連絡先

北海道石狩家畜保健衛生所 〒062-0045 札幌市豊平区羊ヶ丘 3 番地 TEL：011-851-4779 FAX：011-851-4780 夜間・休日（緊急時）：011-204-5000（北海道庁中央司令室） ※夜間、休日の緊急連絡は北海道庁中央司令室が窓口となります。 担当者に「石狩家保への緊急連絡」とお伝えください。 電子メール：ishi-kaho.11@pref.hokkaido.lg.jp			
所 長	小田 茂樹		
次 長	小岸 憲正		
指導課長	伊藤 史恵	予防課長	岸 昌生
主査（動物薬事・安全）	枝松 弘樹	主査（危機管理）	榊原 伸一
専門員	中谷 敦子	指導専門員	木川 理
病性鑑定課長		尾宇江 康啓	
主査（病性鑑定）		末永 敬徳	
指導専門員		齊藤 真理子	
専門員		羽田 浩昭	
専門員		和田 好洋	
ホームページでも情報を発信しています：「 石狩家畜 」で検索！ http://www.ishikari.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe/top.htm			

